

農研機構の果樹登録品種の増殖^{*}を行う場合は、事前に申請手続きが必要です（有償）

令和4年10月から一部の手続きを見直しました。

「自家用の栽培向け増殖」^{*}が必要な方は、手続き方法や遵守事項をご確認の上、農研機構のWebサイトから申請をお願いします。（Web申請が困難な場合は、裏面の問い合わせ先までご相談ください。）



▲申請はこちらから

* 「自家用の栽培向け増殖」は、果樹の場合、以下のような行為をいいます。

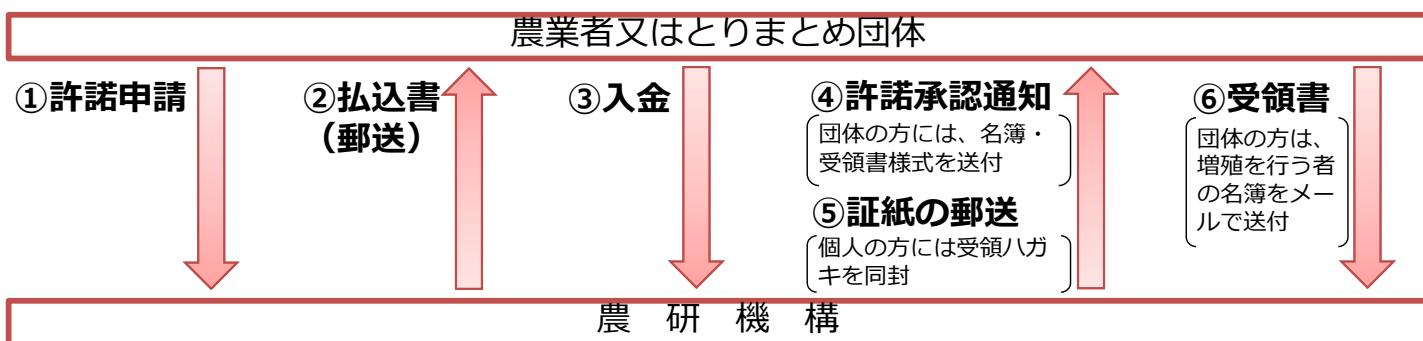
- ・成木から採った穂木を接ぎ木や挿し木として利用すること
- ・まだ収穫物が採れない木から穂木を採り、接ぎ木や挿し木として利用すること

1. 対象者

農研機構の果樹登録品種を生産・出荷する農業者等のうち、
自家用の栽培向け増殖を行う方

〔農業者個人だけでなく、とりまとめ団体等（複数名分を代表者がとりまとめて申請していただいても構いません）を通じた一括許諾についても推奨しています。〕

2. 手続きの流れ



※①許諾申請から④許諾承認まで、目安として1週間程度の期間を要します。

3. 許諾料

許諾を受けた本数内で、自家用の栽培向け増殖が可能となります。

【農業者個人の申請の場合】

・使用する穂木 **1本当たり100円**（税込）、申請は**50本単位**

【とりまとめ団体による申請の場合】

・使用する穂木 **1本当たり50円**（税込）、申請は**100本単位**

手続き見直しのポイント（令和4年10月）

より申請しやすい仕組みとなるよう、次のとおり申請手続きを見直しました。

- ・個人申請の場合、申請本数の単位を**100本単位**から**50本単位**に変更しました（単価は変更なし）
- ・許諾期間は、これまでの「許諾した日から次の3月31日まで」から、「許諾した日から1年後の同月末日まで」に変更しました

4. 本許諾手続きの対象となる主な登録品種

対象品目	主な品種
ブドウ	オリエンタルスター、クイーンニーナ、グロースクローネ、サニールージュ、サンヴェルデ、シャインマスカット、ダークリッジ、ハニービーナス
カンキツ	あすき、あすみ、かんきつ中間母本農6号、せとか、たまみ、はるひ、はるみ、はれひめ、べにばえ、みはや、西南のひかり、西之香、津之輝、津之望、璃の香、麗紅 他
クリ	ぼろすけ、ぼろたん、秋峰、美玖里
ニホンナシ	あきあかり、あきづき、なつしづく、なるみ、はつまる、ほしあかり、王秋、甘太、秋麗、凜夏 他
リンゴ	JM1、JM2、JM7、もりのかがやき、ルビースイート、ローズパール、錦秋、紅みのり 他
モモ	さくひめ、つきあかり、つきかがみ、なつおとめ、ひなのたき、ひめこなつ、ひめまるこ、もちづき、白秋
カキ	甘秋、貴秋、朱雀錦、早秋、太雅、太月、太天、太豊、八秋、夕紅、麗玉
ウメ	加賀地蔵、翠香、八郎、麗和、露茜、和郷
その他	おひさまコット（アンズ）、ニコニコット（アンズ）、ジェイドスイート（セイヨウナシ）、ハニービート（ニホンスモモ）、ぷちまる（キンカン）

5. Q&A

Q：なぜ果樹だけ許諾料が必要なのですか

A：果樹は、木本性植物であり、ひとたび海外流出が起これば違法な収穫物が安定的かつ長期的に生産されるリスクがあり、現状でも特に果樹について違法な種苗の取り締まりが発生しています。品種のブランド価値を守り、皆さんに品種のメリットを最大限享受いただけるよう、種苗の適切な管理を行うためのコストの一部として、許諾料の負担をお願いすることといたしました。

Q：具体的にはどのような仕組みで海外流出を防止するのですか

A：許諾を受けた方には、農研機構から送付する掲示専用証紙を園地に掲示していただきます。これにより外部から無許諾増殖等の違法行為を発見しやすくし、また、そのような疑義情報に基づく調査を行うことで、種苗の増殖を適正に把握してまいります。
このほか海外への持出しを禁止する届出や海外への権利出願を行うなど、様々な方法を通じて種苗の海外流出防止に繋げていく考えです。

Q：本数の数え方について教えてください

A：使用する穂木の本数を数えてください。すなわち、挿し木により1本の苗木を仕立てる場合は1本ですが、1つの台木に30本の高接ぎを行った場合は30本となります。
また、挿し木、接ぎ木等を行った時点で種苗の増殖行為は完了しますので、その後の活着不良は考慮いたしません。例えば、30本高接ぎを行った後に10本が活着不良となる場合であっても、30本分の許諾が必要となります。

Q：個人申請の場合、品種ごとに50本単位での許諾が必要なのですか

A：複数品種の許諾手続きでは、異なる品種ごとの本数をまとめて申請することが可能ですが、A品種10本、B品種20本、C品種20本の場合は、50本の許諾申請を行うことになります。

Q：増殖前に接ぎ木本数を確定することは難しいので、増殖後の許諾申請を認めるべきではないでしょうか

A：増殖後の申請を可能とした場合、未申請者と無断増殖者の区別が付かなくなるなど、育成者権の適切な管理に支障が生じかねることから、増殖前の許諾申請をお願いします。

<許諾手続きや遵守事項の確認、お問い合わせはこちら>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

知的財産部 育成者権管理課

TEL：070-7362-5276（平日10時～17時）

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

